

議案第1号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定する。

令和2年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

認定する路線

| 路線番号 | 路線名         | 起終点                              | 経過地                          |
|------|-------------|----------------------------------|------------------------------|
| 1108 | 垣生一丁目12番線   | 垣生一丁目甲861番3地先から垣生一丁目甲861番9地先まで   | 市道町南通り線から南へ垣生一丁目甲861番9地先まで   |
| 1109 | 本郷三丁目2番線    | 本郷三丁目2027番2地先から本郷三丁目2000番1地先まで   | 市道本郷西筋線から東へ本郷三丁目2000番1地先まで   |
| 1110 | 土橋二丁目10番1号線 | 土橋二丁目2675番1地先から土橋二丁目2675番11地先まで  | 市道土橋東筋線から東へ市道大生院船木線まで        |
| 1111 | 土橋二丁目10番2号線 | 土橋二丁目2675番20地先から土橋二丁目2675番18地先まで | 市道土橋東筋線から東へ土橋二丁目2675番18地先まで  |
| 1112 | 土橋二丁目10番3号線 | 土橋二丁目2675番15地先から土橋二丁目2675番17地先まで | 市道土橋東筋線から東へ土橋二丁目2675番17地先まで  |
| 1113 | 庄内町六丁目3番線   | 庄内町六丁目497番5地先から庄内町六丁目491番22地先まで  | 市道久保田庄内線から南へ庄内町六丁目491番22地先まで |

提案理由

道路法第8条第2項の規定により、本市における未認定道路を市道に認定するため、本案を提出する。

参照条文

道路法（昭和27年法律第180号）抜粋

（市町村道の意義及びその路線の認定）

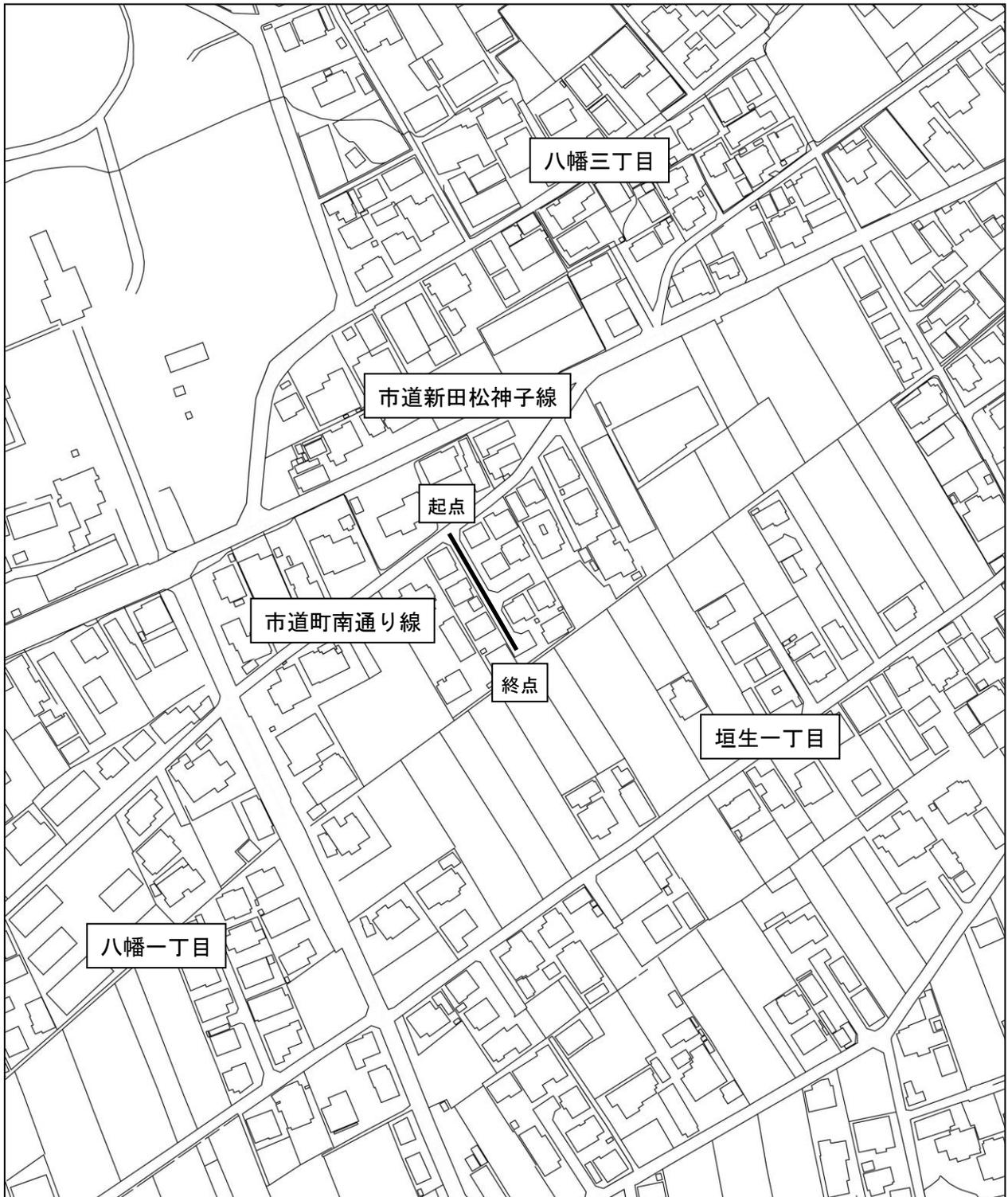
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 （省 略）

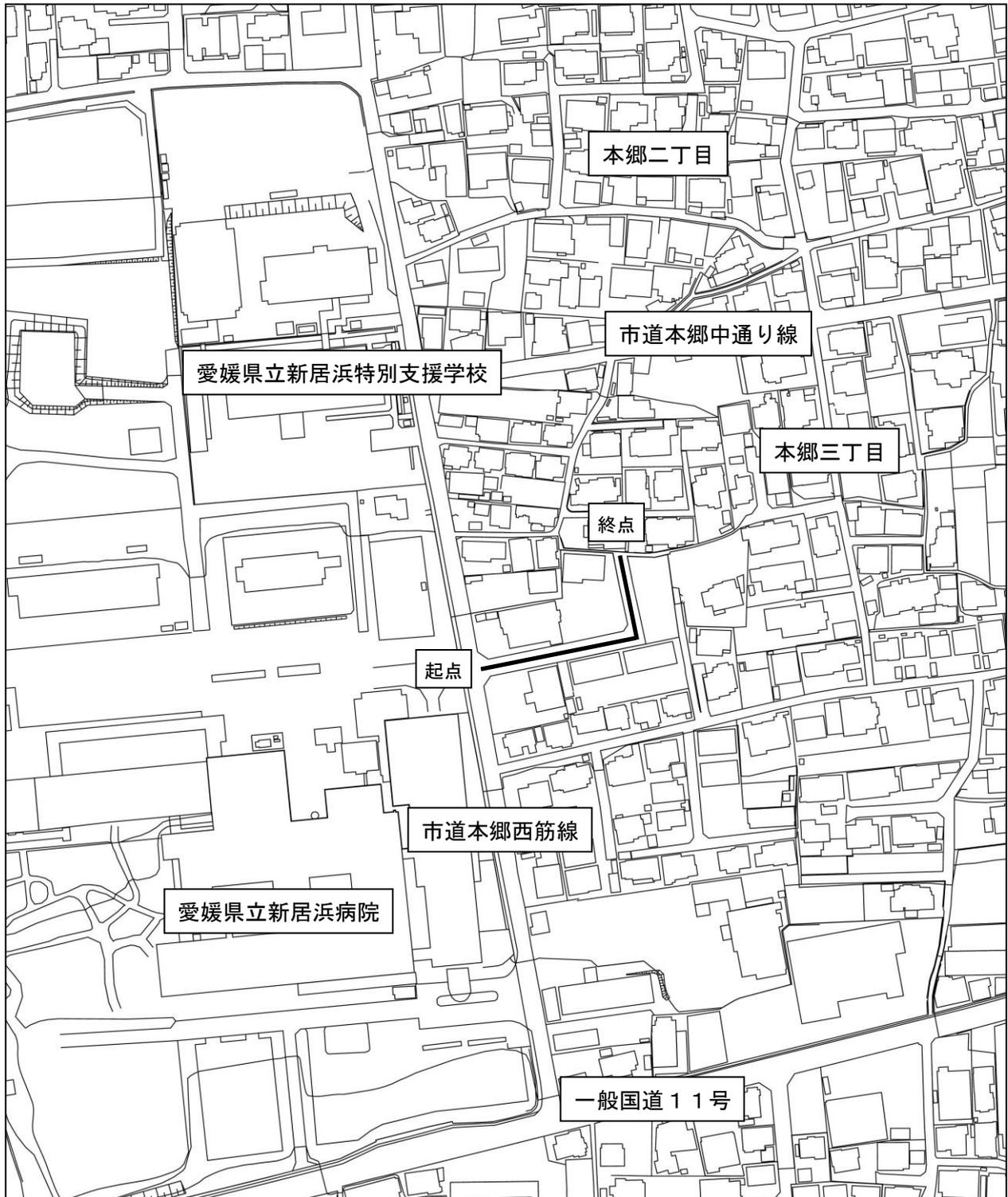
# 認定路線位置図

1108 垣生一丁目12番線



# 認定路線位置図

1109 本郷三丁目2番線



# 認定路線位置図

1110 土橋二丁目10番1号線



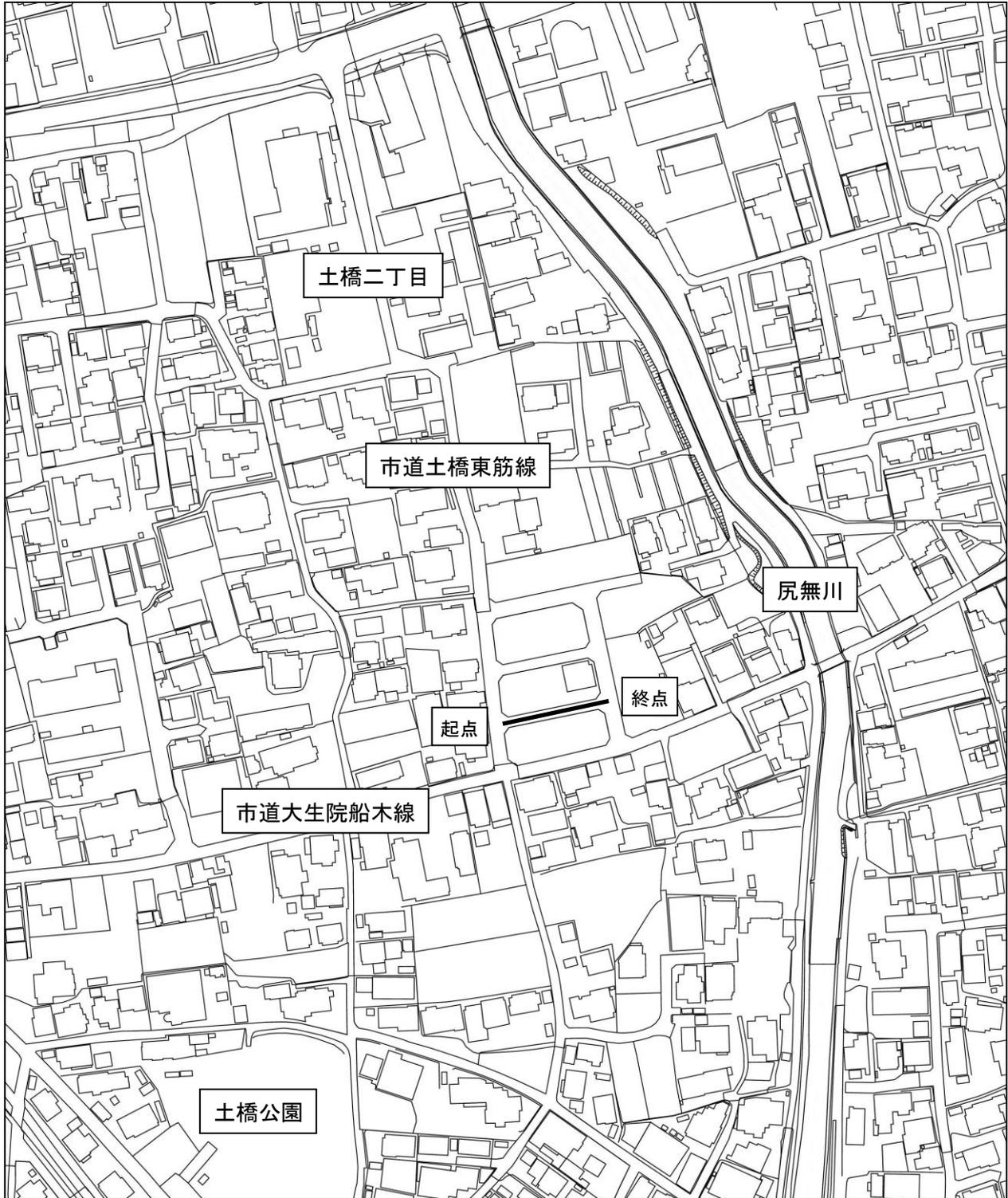
# 認定路線位置図

1 1 1 1 土橋二丁目10番2号線



# 認定路線位置図

1 1 1 2 土橋二丁目10番3号線



# 認定路線位置図

1 1 1 3 庄内町六丁目 3 番線

